

(別添)

関東運輸局プレスリリース

平成24年5月29日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 五十嵐、藤井、勝亦

電話 045-211-7271

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門誌)

## 有限会社陸援隊に対する事業許可の取消処分に係る聴聞手続きについて

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である有限会社陸援隊に対し平成24年4月30日、同年5月2日及び同年5月9日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、精査した結果、「一般貸切自動車運送事業者に対する処分基準について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示)、記5.(1)①に定めるところにより「許可の取消処分」に該当することとなったので、同事業者に対して行政手続法第15条第1項の規定に基づく聴聞の通知を发出し、下記のとおり公示しましたので、お知らせ致します。

なお、聴聞は、非公開となりますので、併せてお知らせ致します。

### 記

公示について

別紙1のとおり

《参考》

1. 「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する処分基準について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示) (抜粋) 別紙2
2. 有限会社陸援隊への立入検査において確認された法令違反事項 別紙3